

平成 27 年度広域総合水質調査(瀬戸内海調査)
(環境省委託調査)

水質環境科

環境省委託調査として、昭和 47 年度から、瀬戸内海における水質汚濁防止対策の効果の把握のため、年 4 回

(春, 夏, 秋, 冬)瀬戸内海沿岸 11 府県が同時に調査を実施している。

平成 27 年度も、四国中央市から愛南町までの 8 海域(伊予三島・土居, 新居浜・西条, 今治, 菊間・北条, 松山・伊予, 長浜, 三崎, 宇和海)19 地点で採水し、一般項目, 栄養塩類等 14 項目を調査・分析した。

広域総合水質調査

採水対象地点	8海域(19地点)
調査回数	4回/年
調査分析項目	14 項目 色相, 塩分, 透明度, 水素イオン濃度, 溶存酸素量, 化学的酸素要求量, 全窒素, アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素, 硝酸性窒素, 全磷(りん), 磷酸態磷, イオン状シリカ, クロロフィルa
調査分析件数	2052件

平成 27 年度工場・事業場立入検査結果(県行政検査)

水質環境科

水質汚濁防止法及び愛媛県公害防止条例等に基づき、昭和 47 年度から工場・事業場の立入検査を実施している。

工場・事業場(松山市を除く)について、保健所が実施する立入検査に同行し、汚水処理施設の点検, 排水水の採取及び水質検査を実施している。排水基準を超過した場合は、保健所が実施する改善指導に対して水質検査等の技術協力を行う。

平成 27 年度は、1 事業場において浮遊物質量が排水基準を超過していた。

平成 27 年度工場・事業場立入検査結果

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
立入工場 事業場数	法対象	0	16	15	27	21	69	20	58	50	5	1	0	282	
	条例対象	0	0	1	9	11	11	5	9	6	3	4	0	59	
	合計	0	16	16	36	32	80	25	67	56	8	5	0	341	
検査項目		人の健康の保護に関する項目(28 項目) カドミウム, 全シアン, 有機磷, 鉛, 六価クロム, 砒(ひ)素, 総水銀, アルキル水銀, PCB, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,2-トリクロロエタン, 1,3-ジクロロプロペン, チウラム, シマジン, チオベンカルブ, ベンゼン, セレン, ほう素, ふっ素, 1,4-ジオキサン, アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物 生活環境の保全に関する項目(13 項目) 水素イオン濃度, 生物化学的酸素要求量, 化学的酸素要求量, 浮遊物質量, ノルマルヘキサシアン抽出物質, フェノール類, 銅, 亜鉛, 溶解性鉄, 溶解性マンガン, 全クロム, 全窒素, 全磷 その他項目(2 項目) ニッケル, アンチモン													
検査件数		人の健康の保護に関する項目(有害項目:28 項目)									478 件				
		生活環境の保全に関する項目(生活環境項目:13 項目)									1239 件				
		その他項目(2 項目)									26 件				